

平成28年第2回 区議会定例会

期日	開会時間	会議・委員会の名称
6月9日(木)	午前10時	本会議(代表質問)
6月10日(金)	午前10時	本会議(代表質問、一般質問)
6月13日(月) 14日(火)	午前10時	常任委員会(総務区民、福祉健康、環境建設、文教子ども家庭)
6月15日(水)	午前10時	特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行政改革等)
6月16日(木)	午前10時	特別委員会(オリンピック・パラリンピック・文化観光等)
6月20日(月)	午後2時	本会議(議案、意見書・決議等の採決)

◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者の配置もできます(事前に議会事務局調査管理係へお問い合わせください)。本会議の様子は区議会ホームページ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html>)でご覧いただけます。日程は変更になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】区議会事務局調査管理係(本庁舎5階) ☎(5273)3534・☎(3209)9995へ。

- 今回の定例会で審議する主な議案(予定)
 - ◎予算案…平成28年度新宿区一般会計補正予算
 - ◎条例案…新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

津久戸小学校避難所運営管理協議会が東京防災隣組に認定

初動体制に重点を置いた避難所防災訓練の実施と「初動体制マニュアル」の作成

「東京防災隣組」は、首都直下地震などの大規模災害に備えて、地域防災力の向上と、大都市東京ならではの共助の仕組みづくりを進めるため、東京都が認定しています。

4月17日に、区内では6番目の認定団体として、津久戸小学校避難所運営管理協議会が認定されました。同協議会は、東日本大震災の際に多くの帰宅困難者が津久戸小学校に押し寄せた経験から、「帰宅困難者」を一時滞在施設等へ案内し、「避難者」を円滑に受け入れるための初動体制をつくることが重要と考え、検討を重ねました。その結果、独自の初動体制マニュアルを作成するなど、初動体制を整えた点が評価されました。

初動体制の整備に当たっては、防災訓練の内容や避難所運営管理上の課題を議論しました。また、初動体制に重点を置いた避難所防災訓練を実施し、学校の開校から避難所を立ち上げ、避難者を受け入れるまでの工程を細かく確認したほか、同協議会での議論等から課題を検証しました。これらのことを踏まえて初動体制マニュアルを作成するとともに、現在も定期的に訓練を実施するなど、継続してレベルアップを図っています。

【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・☎(3209)4069へ。

東京防炎隣組第五回認定式

東京都から認定証が贈呈。写真右から代表世話人の小田桐会長と井上会長



東京都から認定証が贈呈。写真右から代表世話人の小田桐会長と井上会長

がけや地下室・半地下室のある建築物の安全確認を

これからの季節、台風集中豪雨などは、がけ等に大きな被害を及ぼすことが予想されます。日ごろから点検・対策し、いざというときに備えましょう。

区では、擁壁等の所有者に改修・新設する際の工事を助成しています。また、改修を検討する場合にはアドバイスをするコンサルタントも派遣しています。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】建築指導課(本庁舎8階) ☎(5273)3745・☎(3209)9227へ。

ご自宅の周囲のがけ・擁壁の点検を

①擁壁や擁壁の上部から水が浸み出していないか
②樹木の根やツタなどが擁壁に悪い影響を与えていませんか
③擁壁に膨らみが見られませんか
④擁壁の亀裂や、ブロック等の目に沿った亀裂が見られませんか
⑤水抜き穴排水パイプはありますか
⑥地盤が沈下していませんか

集中豪雨のとき地下室・半地下室は危険です

地下室等は避け、安全な場所に避難してください。

①地下室では外の様子が分かりません
②浸水すると電気が消えます
③水圧でドアは開きません
④地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます

国民健康保険料納入通知書をお送りします

平成28年度の納入通知書を、6月15日(水)に発送します。6月下旬までに納入通知書が届かない方は、6月30日(木)までに医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。

※27年中の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、新宿区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額のみを納入通知書をお送りする場合があります。27年中の総所得金額等が確定次第、所得割額を含めた保険料を再計算して通知します。税申告をしていない方は、早めに申告してください。

※倒産・解雇等ご自分の意思に関係なく失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、保険料が軽減される場合があります。軽減には、医療

保険年金課国保資格係への届け出が必要です。

※後期高齢者医療保険料の納入通知書は、7月15日(金)に発送する予定です。

保険料の納付

●納付書での納付
納期限は納期月の末日(土・日曜日、祝日等)の場合はその翌日です。納入通知書に、1年分の一括納付用(6月・9月・3月納期分)と、各月納付用(6月・9月納期分)の納付書を同封しています。銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、都・関東各県・山梨県のみ)の医療保険年金課、特別出張所にて納めてください。左下にバーコードがある納付書は、裏面に記載のコンビニエンスストアのほか、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)からも納められます。

●納め忘れのない口座振替(自動払込)のご利用を

納入通知書に同封した「口座振替(自動払込)依頼書」に記入・押印の上、医療保険年金課国保納付係へ郵送または銀行等の金融機関、郵便局へお持ちください。1・2か月後に、口座振替(自動払込)開始月をお知らせします。

●年金からの引き落とし

次の全てに該当する場合、原則として保険料は年金から引き落とし(特別徴収)。年度判定し、中止になった世帯には「国民健康保険料変更通知書兼特別徴収中止通知書」をお送りします。

【問合せ】医療保険年金課 保険料の内容：国保資格係 ☎(5273)4146・保険料の納付：国保収納係 ☎(5273)4158(いずれも本庁舎4階)・☎(3209)1436へ。

特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書をお送りします

第1期の納期限は6月30日(木)

平成28年度の住民税(特別区民税・都民税)の税額決定・納税通知書を、6月10日(金)に発送します。お手元に届いた納付書で、銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、区税務課、特別出張所などで忘れずに納めてください。左下にバーコードがある納付書は、裏面に記載のコンビニエンスストアのほか、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)からも納められます。

◎年金からの引き落とし(年金特徴)の方
公的年金から引き落とされる税額を、納税通知書に記載しています。

▼27年度から引き続き年金特徴の方：4月・6月・8月

8月は仮徴収税額となり、28年2月と同じ税額を年金から引き落としします。その後、確定した税額から仮徴収税額を差し引いた金額を、10月・12月・29年2月の年金から引き落としします。

※引き落とされる月ごとの税額に極端な差をなくすため、29年度から仮徴収額の計算方法が変わります。詳しくは、お問い合わせください。

▼新たに年金特徴の対象となった方：税額の2分の1は、第1期(6月30日(木)納期限)・第2期(8月31日(水)納期限)に、それぞれ納付書で納めてください。残りの税額は、10月・12月・29年2月の年金から引き落としします。

●証明書の発行
28年度住民税の課税証明書等は、6月10日(金)から発行します。発行には事前に行ってください。

税の申告が必要です。福祉サービスや年金・健康保険の手続きの際など、税の証明書が必要になることが多いため、収入のない方も申告をしておくとう便利です。

【証明手数料】1通300円

【申請に必要なもの】▼本人が申請するとき：本人確認ができる書類(運転免許証等)・▼代理人(家族を含む)が申請するとき：本人からの委任状(下記見本参照)・代理人の印鑑・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証等)

※税の申告は税務課で、証明書の発行は税務課・特別出張所です。この時期は窓口が大変混雑し、長くお待ちいただくことがあります。ご了承ください。申請書や委任状に不備がある場合は証明書を発行できません。

【問合せ】税務課 課税第一係・第二係 ☎(5273)4107・4108・▼税金の支払い：口座振替・証明書発行：収納管理係 ☎(5273)4139(いずれも本庁舎6階)・☎(3209)1460へ。

委任状

平成**年**月**日

宛て 新宿区長

委任者 氏名***** (印) 生年月日*年*月*日

私は下記の者を代理人と定め、平成*年度(納税) 課税証明書(扶養等控除の内容記載) *通の交付申請及び受領の権限を委任します。

代理人 氏名***** 生年月日*年*月*日